

## 令和2年度定例監査実施結果（下期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果について、同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施機関数 118機関（年間定例監査対象機関数262機関）

2 監査対象期間 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査実施期間 令和2年9月15日～令和3年2月1日

### 4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は、「業務委託契約に係る事務処理は、適切に行われているか。」を重点事項として実施した。

### 5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

### 6 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。

指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、次のとおりである。

指摘事項 2件 指導事項 63件 注意事項 22件 合計 87件

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項										2	2
指導事項		15	2	21	7	6	2	1	10		64
注意事項		3		3	5		7		3		21
合計	0	18	2	24	12	6	9	1	13	2	87

<参考：令和元年度定例監査結果（下期）>

指摘事項 4件 指導事項 63件 注意事項 38件 合計 105件

（参考：昨年度下期との比較）

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項						▲3			▲1	2	▲2
指導事項		▲5	1	4		4	▲9	1	5		1
注意事項		2	▲3	▲3		▲1	▲9		▲3		▲17
合計	0	▲3	▲2	1	0	0	▲18	1	1	2	▲18

## 7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、2機関で2件あった。

### (1) [農林高等学校] (その他)

支出に関する事務や給与に関する事務等について、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 10件（支出1、給与4、物品2、財産2、工事1）

- ①令和2年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。
- ②現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。
- ③住居手当の認定及び支給において、次のとおり不適切な事務処理があった。
  - ア 支給開始時期の認定に誤りがあり、1ヶ月分過払いしているものがあった。
  - イ 支給要件の喪失に伴う手当の支給停止について、住居届の提出を受けておらず、住居手当認定簿による認定も行われていなかった。また、支給要件喪失後の翌月1ヶ月分を過払いしていた。
  - ウ 住居手当認定簿の任命権者確認決定欄の日付が記入されていないもの、また、任命権者確認決定（改定）欄への押印、取扱者認印のないものがあった。
  - エ 賃借人の記名押印のない貸室賃貸借契約書が提出されているものがあった。
- ④児童手当について、次のとおり事務処理に不備があった。
  - ア 支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付を行っていなかった。また、台帳への消滅事由及び消滅年月日の記入がされていなかった。
  - イ 職権に基づく支給額の決定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付を行っていなかった。
- ⑤通勤手当の認定及び支給において、次のとおり不適切な事務処理があった。
  - ア 減額変更の支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっているものがあった。
  - イ 通勤届の決定事項欄のレ印、手当額の基準となる交通用具の使用距離、受理年月日、届出の理由欄、届出の理由が生じた日が未記入のまま認定されているものがあった。また、任命権者確認・決定欄に押印のないもの、決定年月日が提出日より前の日付のものがあった。
- ⑥賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。
- ⑦前金払をしている新聞購読料について、財務規則第122条に定める検収調書が作成されていなかった。
- ⑧行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。
- ⑨令和元年5月21日付け簡易専用水道検査結果書及び令和2年5月26日付け簡易専用水道検査結果書で適切な処置を推奨された検査事項について、未対応のものがあった。
- ⑩台風対応（建物撤去・伐根等）工事において、次のとおり不備があった。
  - ア 建設工事約款に、「発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。」と定めているが、通知されていなかった。
  - イ 工事打合簿の決裁がされていなかった。

### (2) [わかば支援学校] (その他)

給与に関する事務について、指導事項に該当する不適切な事務処理が多数あった。

指導事項 5件（給与5）

- ①扶養手当について、次のとおり不備があった。
  - ア 支給額が改定されていたが、扶養親族認定簿による認定・確認が行われていなかった。
  - イ 認定対象とならない者を認定しており、過大に支給されているものがあった。
  - ウ 扶養親族届の提出を受けずに認定されているものがあった。
  - エ 扶養親族届の認定欄に取扱者、認定者の押印のないものがあった。
- ②通勤手当の認定において、通勤届の決定事項欄の該当するものにレ印を付し、手当額の基準となる交通用具利用者の決定距離を記入することとなっているが、記入されていないもの、また、支給開始時期、手当額の記入がされていないもの、決定者の押印がされていないものがあった。
- ③週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間あたりの給与額に25/100を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。
- ④現金支給に係る職員の給与が給与前渡資金口座に滞留し、支給が遅延していた。
- ⑤児童手当について、児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付を行っていなかった。

## 8 指導事項の主な内容

- (1) 収入 (15件) 収入未済 (13件) など
- (2) 支出 (2件) 雑部金繰越整理簿が作成されていなかったもの (1件) など
- (3) 給与 (21件) 週休日の振替に伴う時間外勤務手当の支給が適切に行われていなかったもの (4件) など
- (4) 物品 (7件) 賃借物品等について、占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかったもの (5件) など
- (5) 財産 (6件) 許可期間が1年を超える行政財産の目的外使用許可について、許可指令書に使用料改定の規定が定められていなかったもの (4件) など
- (6) 契約 (2件) 工事金額10万円未満の単独随意契約で行った工事において、工期途中に増額の工事変更が生じたが、増額変更契約すべきところ、変更となる部分を別途単独随意契約により新規工事として発注していたの (1件) など
- (7) 工事 (1件) 監督員の氏名が受注者に通知されていなかったもの及び工事打合簿の決裁がされていなかったもの
- (8) 重点事項 (10件) 業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に定められた作業従事者及びセキュリティ責任者の届出が履行されていなかったもの (2件) など

## 9 注意事項の主な内容

- (1) 収入 (3件) 現金出納簿において、現金領収月計表の記載に不備のあったもの (2件) など
- (2) 給与 (3件) 通勤手当の認定において、通勤届の記載に不備のあったもの (2件) など
- (3) 物品 (5件) 郵便切手類受払簿の記載に不備があったもの (3件) など
- (4) 契約 (8件) 契約書に貼付すべき収入印紙の金額に誤りがあったもの (7件) など
- (6) 重点事項 (2件) 業務委託契約書の契約日及び委託期間の開始日に誤りがあったもの (1件) など

○ 令和2年度の定例監査の実施状況

監査実施機関数 262機関

監査対象期間 (上期) 令和元年度

(下期) 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

監査実施期間 令和2年4月20日～令和3年2月1日

令和2年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1								2	3
指導事項	1	59	6	31	12	17	6	1	24		157
注意事項		4		4	6	1	13		11		39
合計	1	64	6	35	18	18	19	1	35	2	199

令和元年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項						3			1		4
指導事項		60	2	27	13	22	17	1	7		149
注意事項		2	11	12	10	4	26	1	8		74
合計	0	62	13	39	23	29	43	2	16	0	227

令和2年度と令和元年度との対比(A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1				▲3			▲1	2	▲1
指導事項	1	▲1	4	4	▲1	▲5	▲11		17		8
注意事項		2	▲11	▲8	▲4	▲3	▲13	▲1	3		▲35
合計	1	2	▲7	▲4	▲5	▲11	▲24	▲1	19	2	▲28